

令和5年度小林市立永久津中学校部活動に係る活動方針

【本方針策定の趣旨】

部活動は学校教育の一環として、その教育的意義が認められてきた。しかし、生徒は連日または長時間にわたる活動により十分に休養がとれないこと、また顧問教員は時間外勤務の増加による多忙感が募るなど、改善すべき課題が全国でみられるようになってきた。

そこで、スポーツ庁は部活動において抜本的な改革に取り組む必要があるとし、平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。これを受けて、宮崎県教育委員会、小林市教育委員会も部活動の方針を策定した。

本校では国・県・市の方針に基づき、生徒にとっても教員にとってもより魅力ある部活動を目指して、「平成31年度小林市立永久津中学校部活動に係る活動方針」を次のように策定した。方針には活動日・休養日や活動時間、安全対策・事故防止等について記載している。

今後はより一層時間を有効に使い、質の高い活動に取り組むことで、スポーツ活動を通して生徒の個性や能力を伸ばすとともに、社会性や人間性を育む部活動の運営に努めていく。

Ⅰ 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定

ア 本校は、国のガイドライン、県教育委員会の方針、小林市中学校部活動の方針を参考に、本方針を策定する。

イ 部活動顧問は、市教委が作成した別添様式を参考に、年間活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに、毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び参加予定大会日程等)を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記イ・ウの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 生徒数や教師の数、部活動指導員、部活動外部指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

イ 部活動指導員や外部指導者の導入に関しては、学校教育や学校の部活動方針について理解し、適切な指導を行うことができる人材を選定する。

ウ 部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、

適切な校務分掌となるように留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 毎月の活動計画及び活動実績等の確認により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担加重とならないようにする。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 部活動の実施に当たっては、文部科学省作成「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を高めるための休養を適切に取ること、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。また、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入により、休養を適切に取りつつ短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 運動部顧問は中央競技団体が作成する「運動部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引」を活用して、ア及びイに基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

ア 学期中の休養日の設定

○ 週当たり2日の休養日を設ける。原則毎週月曜日をリフレッシュデーとして休養日とし、土・日のどちらか1日を休養日とする。

○ 第3日曜日は「家庭の日」の趣旨を踏まえ、原則として部活動を実施しないこととする。各種大会等への参加などにより土日に休養日が設定できない場合は、2ヶ月を1単位として8回程度の週末の休養日を設定する。

イ 長期休業中の休養日の設定

学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養日を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるように、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

ウ 1日の活動時間

長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

4 学校単位で参加する大会等の見直し

生徒の教育上の意義や生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等の精選と計画的な参加計画を立てる。

5 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動

運動部：男子バレーボール部・女子バレーボール部・陸上部

(2) 入部

ア 自分の希望する部の活動内容や、その運動についても十分理解して選ぶ。

イ 日頃の活動を実際に自分の目で確かめ、部活動紹介も参考にする。具体的なことは、顧問教師・学級担任とも相談する。友だちや先輩・保護者の意見もよく聞き、最後は自分の意志で決定する。

ウ 自分の体力、家庭の事情、生活時間、健康状態をよく考慮して選ぶ。

エ 1年生の入部は4月末日までに完了する。但し、4月末日までは変更可能とする。

オ 入部する者は、毎年、「部活動入部及び継続願い」を提出する。

(3) 対人関係と係分担

ア 部活動は同好者によって構成されているので、学級・学年の友だちとは違った友だちと進んで接し、上級生や下級生、男子と女子の立場をよく考え、お互いが信頼しあえる対人関係をつくる。

イ 部活動を活発にし、また有意義にするためには、内部に係が必要である。係になった者は、奉仕と責任の精神をもってきちんとした仕事をする。

(4) 練習

ア 土曜・日曜はもとより、平日の練習においても必ず顧問教師の指導のもとに計画、実施する。

イ 土曜・日曜・祝日の練習・練習試合・対外試合については、事前に日時・場所・参加生徒・指導教師等を校長、教頭に届け承認を受ける。

ウ 練習の終了時刻は下記に従う。(下校は終了時刻の10分後とする)

終了時刻	夏期・・・4月～10月(秋季大会終了まで)	18時30分
	秋期・・・10月(秋季大会後)	18時00分
	冬期・・・11月～1月	17時30分
	春期・・・2月・3月	18時00分

エ 部活動時間の延長については、大会一週間前から1日30分間認める。延長する際は事前に職員会・職朝で了承を得ることとし、保護者の送迎とする。

オ 定期テスト期間の練習休みについては、テストを実施する教科数により3～5日前から活動停止とする。ただし、試合中・試合直前の部活については、検討・考慮する。

- カ 学校行事を優先する。
- キ 委員会活動等で練習に遅れる場合は、顧問に報告し、原則として17時には部活動に参加する。
- ク かばんやサブバッグ等は活動場所に必ず持って行く。教室には置かない。
- ケ 練習場の安全にはいつも気を付けるとともに、清潔であるよう留意する。
- コ 練習場や用具は大切に取り扱い、練習後の後始末や点検・整備・清掃を行う。
- サ その他、練習に必要な約束は各部で決める。

(4) 対外試合

対外試合は日頃の練習の成果を示す大きな行事となる。よい成果をあげるために次のことを守る。

- ア 参加する生徒は、指定運動着（マーク入りジャージ）を着用する。
- イ 昼食は決められた場所と時間を守り、ゴミはビニール袋に入れて持ち帰る。
- ウ 応援は中学生らしい応援をし、相手をばかにしたり傷つけたりしない。
- エ 校則に違反した場合は、出場辞退・部活動中止・廃部の措置をとる場合がある。
- オ 中体連が主催、後援する大会以外の大会については学校教育としての部活動の範囲を超えないよう留意し、吟味、検討して出場するか決定する。

(5) その他

- ア 必要に応じてキャプテン会を設定する。
- イ 部活動の考え方をPTA総会で保護者に明確に説明し、文書においても知らせ、理解を得られるようにする。保護者からの意見要望は校長がすべて対応することをその場で明言する。
- ウ 部活動での暴力行為・非行行為等が発生した場合、理由の如何にかかわらず「退部」、「休部」の措置をとる。
- エ 体育館の使用については部顧問会で別途協議して決定する。
- オ 部活動指導員・外部指導者
部活動指導員・外部指導者については、県中体連指導方針に従う。やむを得ず学校側が依頼・採用する場合は職員会に回り、校長の責任において委嘱する。この場合、指導者の人格が生徒に与える影響を考え、次の条件を満たすこととする。
 - 教育に対して理解と識見を備え幅広い視野を有する。
 - 学校の部活動の方針に従った指導を行う。（練習時間の徹底）
 - 顧問又は校長に部の状況を定期的に報告する。
 - 練習日程・内容について顧問と各月ごとに打ち合わせをする。
 - その他必要な事項は、顧問を通じ学校側と協議する。
 - 顧問がつけなないときは顧問と連絡のもとに指導する。
 - 外部指導者の任期は4月1日より翌年3月31日の一年間とする。